

第一日

平成二十一年十月二日

開会 午前十時

議長（齋藤恵一君）

ただ今の出席議員数は、十八名であります。

定足数に達しておりますので、ただ今から平成二十一年第三回藤崎町議会臨時会を開会いたします。

これから、本日の会議を開きます。

日程第一、会議録署名者の指名を行います。

会議規則第一百五十五条の規定により会議録署名者は、

六 番 吉 村 忠 男 君

七 番 相 馬 勝 治 君

八 番 平 田 博 幸 君を指名いたします。

日程第二、会期の決定を議題といたします。

本臨時会の会期及び会期日程については、議会運営委員会で審議いたしましたので、議会運営委員長から報告を求めます。

横山哲英議会運営委員長。

[議会運営委員長 横山哲英君 登壇]

議会運営委員長（横山哲英君）

ただ今から議会運営委員会で審議いたしました結果をご報告いたします。

去る九月三十日、午前十時から小会議室において地方自治法第百九条の二第四項第一号の所管事務調査をするため、議会運営委員会を開催し平成二十一年第三回藤崎町議会臨時会の会期及び会期日程について各委員の意見を十分尊重のうえ、慎重に審議をいたしましたところ、会期は本日一日とし会期日程については、お手元に配布しておりますとおり開会・会議録署名者指名・会期の決定・諸般の報告・行政報告・町長提案理由説明・議案審議・採決・閉会、以上のように議会運営委員会で決定いたしましたことをご報告申し上げます。

議長（齋藤恵一君）

お諮りいたします。

ただ今、議会運営委員長から報告がありましたとおり、会期は本日一日とし、お手元に配布しております日程表のとおりにしたいと思っております。

これに、ご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（齋藤恵一君）

異議なしと認めます。

よって、議会運営委員長の報告のとおり、会期は本日一日とし、お手元に配布しております日程表のとおり決定をいたしました。

日程第三、諸般の報告を行います。議案等の受理事項については、朗読を

省略し、お手元に配布しております印刷物により、ご了承願います。

議長（齋藤恵一君）

日程第四、行政報告を行います。

小田桐町長

[町長 小田桐智高君 登壇]

町長（小田桐智高君）

おはようございます。

私から、本町でのインフルエンザの発生及び措置状況について、御報告いたします。九月十六日の水曜日、藤崎中央小学校の児童一名が、医療機関での簡易検査の結果、インフルエンザA型陽性と診断されました。県では九月四日以降新型インフルエンザの確定を目的とするPCR検査を原則として実施しない方針となりましたので、医師によりインフルエンザと診断された時点において、新型インフルエンザと同様の対応が求められております。これを受けまして教育委員会では、九月十八日の金曜日を学級閉鎖の措置をとることといたしました。児童はのどの痛みと発熱により、十六日は学校を欠席し翌日の十七日に児童の親から学校が連絡を受けたことから、出席停止の措置といたしました。尚感染された児童はその後自宅療養し家族に感染することなく、治癒したとの連絡を受けております。全国で新型インフルエンザの本格的な感染拡大が、すでに報告されていることか

ら、町といたしましては今後においても引き続き蔓延防止対策を行うこと
といたします。

以上でございます。

議長（齋藤恵一君）

これで行政報告を終わります。

日程第五、議案第六十七号を上程し、町長から提案理由の説明を求めます。
町長。

[町長 小田桐智高君 登壇]

町長（小田桐智高君）

（提案理由の説明 別紙のとおり）

議長（齋藤恵一君）

これから質疑を行います。

議長（齋藤恵一君）

浅利君。

十四番（浅利直志君）

十五ページでございます。教育費のですね、トイレ中水ポンプ取替工事、
百十五万円というふうになっております。今の提案理由の中で、藤崎中学校
のですね中水ポンプに不具合が生じたためと。藤崎中学校はご承知のよう
に新しく建設して、全部新しくしたわけでございます。中水ポンプに不具

合が生じたというのは、何か中水ポンプそのものが悪かったのか、どのような不具合が生じたんですか。

議長（齋藤恵一君）

学務課長。

学務課長（加福哲三君）

お答えいたします。この中水ポンプというのは藤崎中学校には、雨水を一部トイレに用いております。その中水ポンプについては、トイレを使用するごとにポンプが回る。すごく使用頻度が多いということでございます。そのために、機械の使用頻度が多いために、ポンプの中に入っている油等の、回転するために油切れとか、そういうのが生じているために今回の取替になったものでございます。

議長（齋藤恵一君）

浅利君。

十四番（浅利直志君）

今の説明をお聞ききしますと、油切れで取替が必要になったんだというようにことなんですけれども、そうすればですね、本来使用頻度が高いと、トイレですから当然そういうものに対応できるような内容になっているんでないかなというふうに、現在においてはですね、古いもんじゃないし、そういうふうに思っているんですけれども。それでは、二、三年に一回ず

つ取り替えなきゃだめだということなんですか。そこ一箇所だけがそういうふうな状況が生れたことなんですか。そこらへんはどういうふうに解釈していらっしゃるんですか。

議長（齋藤恵一君）

学務課長。

学務課長（加福哲三君）

今後この維持管理についてはですね、保守点検も行いながら、管理していきたいと思っております。

以上です。

議長（齋藤恵一君）

浅利君。

十四番（浅利直志君）

維持管理をするというのは当然なんでしょうけれども、それをまた業者に委託するとか、というようなことをせざるを得ないということなんでしょう。なんか今の話を聞くと、今まで三年間なら三年間の維持管理そのものが、充分上手く機能していなかったのかなというふうに思うんですけれども、そのへんはどういう認識でいるんでしょうか。

議長（齋藤恵一君）

学務課長。

学務課長（加福哲三君）

この保守点検についてはですね、今まで、実施しておりませんでした。
以上です。

議長（齋藤恵一君）

浅利君。

十四番（浅利直志君）

きちんと保守管理をしていただく。用務員といいますか、そういう方もいらっしゃるわけなんで、学校の先生に任せようたって、それはちょっと難しい側面もあると思いますんで、そのへんをきちんとやっていただきたいということを、強く要望しておきます。

次に今議会がですね、九月で補正予算がいわゆる否決になったと、異例のことでありましたけれども。それでですね、ページ数でいきますとですね十ページになります。地域活性化経済危機対策事業費ですね。大規模開発の調査費と農振除外等約二千万円ほどを削除して、今回ですね、旅費と、いわゆる試験場の温室保存工事費というのを計上しているわけでございます。それでまずお聞きしたいのは、この旅費二十四万円というふうになっておりますよね。地域活性化経済危機対策事業費の中で、旅費のこの二十四万円の内訳はどういう。まさか温室工事、百七十六万円の工事をやるために、二十四万円も必要だとは考えられないんですけれども。この二十四

万円の内訳はどのようになっていますでしょうか。

議長（齋藤恵一君）

企画課長。

企画課長（小杉利彦君）

お答えいたします。旅費につきましては、まずは、先般七月三十一日の臨時議会において、地域活性化経済危機対策臨時交付金事業費として三億四百万円余りの補正予算を議決していただいておりますが、この事業費及び本日ご審議をお願いしております事業費の、これらにかかる諸事業の実施に当たりまして、県とか関係機関とかそういう打ち合わせが必要となった場合に対応するために旅費を見込んだものでございます。

以上であります。

議長（齋藤恵一君）

ほかに質疑ありませんか。

浅利君。

十四番（浅利直志君）

今の課長の説明では、七月に三億円ほどのいわゆる経済対策事業をやったと、いうようなことで県等関係機関と打ち合わせが必要になった場合と。なった場合に計上するというよりも、計上の仕方としてはですね、そういうのが予想されるというようなことでですね、計上するのが当たり前じゃ

ないんですか。そのへんはどういうふうに理解してよろしいんでしょうか。

議長（齋藤恵一君）

企画課長。

企画課長（小杉利彦君）

お答えいたします。先ほど必要になった場合というふうにお答えいたしましたが、いろいろな諸事業を進めるにあたりまして、予想してない点とかそういうことで打ち合わせが必要となる場合等もございます。これらの場合にこの旅費で対応していきたいということでございます。

以上です。

議長（齋藤恵一君）

浅利君。

十四番（浅利直志君）

町長にお聞きいたします。

いわゆる市街地東部地区の開発の調査費及び農振除外ですね。この約二千万円ほどを削除して提案しているのですが、開発そのものを白紙に戻すということなのか、それとも引き続き議員などに理解を求めていくということなのか、その点についてだけお聞きしたいと思います。

議長（齋藤恵一君）

議長から申し上げます。

本臨時会に直接かかわりが無いが、今回九月定例会において否決された補正予算により二千万円減額されておるため一問だけ許します。
町長。

町長（小田桐智高君）

お答えいたします。

まず本日の臨時議会開催に当たっては、先般行われました定例会においての藤崎町の一般会計にかかわる、その中の藤崎町市街地東部開発基本構想というものの一部の設計料ですか、それともうひとつは農地転用の関係の二項目の予算の件でご議論をいただき、それがご理解いただけませんでした。その結果全体の一般会計補正予算が否決されたわけであります。私といたしましては、慎重にご議論いただいた内容、そしてまた反対討論、賛成討論もありました。それらを踏まえて、これから慎重にこの基本構想、構想の段階ですので、これを皆さんに、あるいは町民の皆さんに深くご理解を求めていただくためには、これよりさらに進めていかないと、説明できない部分もありますので、今の構想をですね、これから、慎重に説明を進めてまいりたいと思う次第であります。何かと議会が、臨時議会となりましたことを、皆さんにご足労いただいたわけで、その点はこの場でお詫び申し上げたいと思います。さらに、皆さんに理解していただくべく、この問題、これは藤崎町のまちづくり計画、そしてまた実施計画と、手順を

踏んでいくわけであります。当該構想の中には実施計画にすでにあがっているものもあります。私の構想の中の半分近くは、実施していかなきゃならないんだと決まったものもありますので、それに追加する各種事業のこれらの説明を、皆さんにご理解をいただいで、さらに進めていく。それだけではなく、また、新たな当町に必要な事業もこれに農業の分野だとか、工業の分野ですとか、教育、福祉に係るいろいろなものがこれから実施計画として、実施しなければならぬということ踏まえながら、それらもあわせて、藤崎町の全体のまちづくりとして、皆さんと協議をしながら構想、計画これらの手順を踏まえて、進めてまいりたいと思いますので、よろしくご理解をお願いしたいと思います。

以上です。

議長（齋藤恵一君）

これで質疑を終結いたします。

これから討論を行います。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これから議案第六十七号を採決いたします。

議案第六十七号は原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（齋藤恵一君）

異議なしと認めます。

よって、議案第六十七号は原案のとおり可決されました。

議長（齋藤恵一君）

これをもって、本臨時会の会議に付された事件の審議はすべて終了いたしました。

これで、本日の会議を閉じます。

よって平成二十一年第三回藤崎町議会臨時会を閉会いたします。皆さん大変ご苦労様でございました。

閉会 午前十時二十七分

地方自治法第二百二十三条第二項の規定により、ここに署名する。

議 長 齋 藤 惠 一

署 名 議 員 吉 村 忠 男

署 名 議 員 相 馬 勝 治

署 名 議 員 平 田 博 幸